

議案第244号

大阪市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を
定める条例の一部を改正する条例案

大阪市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
(平成25年大阪市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第3条及び第5条中「第54条の7」を「第54条の8」に改める。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

平成25年9月10日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

児童福祉法に定める基準該当通所支援に関する基準を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を
定める条例（抄）

（基準該当通所支援に関する基準）

第 3 条 法第21条の5の4第1項第2号の条例で定める事項は、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基準」という。）第54条の2から第54条の7まで及び第71条の2から第71条の4まで並
第54条の8

びに附則に定めるとおりとする。

（指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準）

第 5 条 法第21条の5の18第1項の条例で定める基準及び同条第2項の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準は、指定通所支援基準（第54条の2から第54条の7まで
第54条の8

及び第71条の2から第71条の4までを除く。）に定めるところによる。